本規約は、第30回七夕祭実行委員会(以下、実行委員会)が定めるもので、七夕祭当日及び当日に向けて円滑に作業を進め、充実した七夕祭が開催できるように規定されたものである。七夕祭に参加する団体・個人(以下、参加者)は、本規約を遵守しなければならない。

第1章 参加

第1条 参加規約

- 1. 第 30 回七夕祭への参加を希望する団体・個人を、実行委員会所定の方法により、参加申込を行 うものとする。なお、参加に関する最終決定権は実行委員会が有する。
- 2. 参加申込をした団体・個人は、参加申込を行った時点で、この参加規約の内容に対する同意をしたものとみなす。

第2条 参加の承諾

- 1. 実行委員会は、参加申込に対し、必要な審査、手続き等を経た後にこれを承諾する。
- 2. ただし、参加資格のある団体・個人は以下の通りとする。
 - (1) 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(以下、SFC)が管理する「慶應義塾大学公認リスト」に掲載されている、公認・未公認団体、上部・福利厚生団体
 - (2) SFC の学生・教職員
 - (3) その他交流団体・個人
 - * 交流団体・個人とは、実行委員会との交流の実績があり、かつ、実行委員会代表及び運営局 長推薦、実行委員会の運営局、及びStudent Life 委員会の承認を得られた団体を指す。

第3条 参加の拒否

実行委員会は、審査の結果、申込団体・個人が以下のいずれかに該当する事が判明した場合は、参加申込を拒否する。

- 個人情報の収集を主な目的とする団体・個人
- 特定の政治団体、宗教団体に偏向する団体・個人
- 営利目的に偏っている団体・個人
- 七夕祭参加資格停止リストに載っている団体・個人
- その他、実行委員会が参加者として不適当であると判断した団体・個人

第4条 参加の取りやめ

- 1. 参加者は、七夕祭への参加を取りやめる場合、実行委員に対し早急にその旨をメールした上で、 λ19 にて参加の取りやめ手続きを行うこと。なお、参加の取りやめは取り消すことができない ものとする。
- 2. 参加を取りやめた場合の参加運営費及び義務保証金の返還については以下の要領に従う。
 - 5月23日(木)20時まで:参加運営費、義務保証金ともに返還
 - 6月5日(金)20時まで:参加運営費のみ返還
 - 6月5日(金)20時以降は、参加運営費、義務保証金ともに返還不可

第5条 参加運営費

- 1. 参加者は、実行委員会が企画ごとに定める参加運営費を実行委員会指定の口座に振り込む。なお、振込先は総会にて提示されるものとする。
- 2. 参加運営費の内訳は、参加費、場所代である。なお、参加費と場所代の両方の振込が確認できない場合、七夕祭への参加を認めない。
- 3. 一部企画の参加費には、一部、団体使用備品の共同購入、共同借用費用が含まれる。
- 4. ステージの場所代は、ステージ使用時間に比例して変動する。なお、金額は原則第1回総会にて提示された企画参加申込書に記入した時間によって発生する金額とする。
- 5. ステージの当日のスケジュール上、ステージの参加運営費に微調整が入る場合は、実行委員会が 別途担当者に連絡を行い、差額分は別途調整されるものとする。

第6条 義務保証金

- 1. 参加者は、参加運営費と同時に義務保証金を実行委員会に預ける。義務保証金とは、参加者が規約に違反する行為を行った場合に徴収される預かり金のことである。
- 2. 義務保証金は、義務の不履行がない場合、原則、七夕祭終了後の義務保証金返還期間において全額を返還する。また、期日を過ぎた場合は全額没収の対象となる。
- 3. 義務保証金没収額の合計が事前に預かった義務保証金の金額を上回る場合は、速やかに追加徴収に応じなければならない。また、その罰則については第8条に記すものとする。

※以下が、今年度の参加運営費及び義務保証金の具体的な金額である。

参加形式	参加運営費		主 数/4.計 人
	参加費	場所代	義務保証金
<u>模擬店</u>	5, 000 円	5,000円	15,000円
<u>教室企画</u>	5,000円	5,000円	15,000円
屋外企画	2, 000 円	3,000円	15,000円

第1ステージ	5. 000 円 (+アンプ代 3, 000 円)	800 円/5 分	15,000 円
第2ステージ	5, 000 円 (+アンプ代 3, 000 円)	450 円/5 分	15,000 円
_θ 館ステージ	5, 000 円	500 円/5 分	15, 000 円

第7条 参加者の主な義務

- 1. 参加者は、この参加規約を遵守しなければならない。
- 2. 参加者は、実行委員会の定める参加運営費と義務保証金を指定された期日までに実行委員会に 納めなければならない。また、期日と指定口座は総会にて提示されるものとする。
- 3. 振込手数料は参加者が負担するものとする。
- 4. 参加者より送られる振込完了のメール及び実際の振込を実行委員会が確認した時点で振込手続きは完了したものとする。なお、両方の提出が確認できなかった場合、以下に続く第8条に従って罰金の対象となる。
- 5. 参加者は、団体代表者(1名)及び七夕祭担当者(1名)とする特命の者、緊急連絡先用の保証人(1名)をあわせた3名以上(個人の場合は2名でも可)の連絡先等を実行委員会に伝え、必要に応じて実行委員会と連絡を取り合わなければならない。また、保証人の緊急連絡先に関しては団体代表者及び七夕祭担当者、どちらとも連絡が取れない場合にのみ利用する。保証人は必ず連絡が取れる者でなければならない。
- 6. 参加者は、団体代表者 (1名以上)の顔写真付き身分証明書 (慶應義塾大学生の場合は学生証) のコピー、もしくは社会人団体の場合に限り代表者の名刺を同意書と共に七夕祭実行委員会に 提出する必要がある。
- 7. 参加者が規約の定める条項に違反した場合は、以下、第8条に示す罰則を速やかに履行するものとする。

第8条 罰則

この参加規約の定める条項に違反した場合には、状況に応じて以下の措置をとる。

(1) 義務保証金の没収

参加者の違反が認められた場合、下記の通り義務補償金の没収が行われる。ここに定められていない違反における金額については、その重大さに応じて義務保証金が没収される。なお、徴収方法は第6条に従い、違反基準は七夕祭実行委員が定めるものとする。

● 期限後参加辞退

15000 円

•	芝生での火気使用	15000 円
•	アルコール販売違反	15000 円
•	企画前、企画中の飲酒	15000 円
•	申請を得ない活動をした場合	10000 円
•	最終チェックの不備もしくは不在※	10000 円
•	喫煙場所以外での喫煙	10000 円
•	使用場所及び大学敷地内を著しく汚した場合	10000 円
•	許可されていない車両入構	10000円
•	不適切な個人情報の収集	10000 円
•	営業可能時間外での営業活動	10000円
•	実行委員の許可を得ていない備品の使用	5000 円
•	前売り券などの不正な取引の発覚	5000 円/回
•	過度な広報活動、販売勧誘、歩き売り	2500 円
•	ゴミ監視シフト遅刻/欠席	2500 円/5000 円
•	講習会および総会の遅刻/欠席	2500 円/5000 円
•	備品受け渡し遅刻/欠席	2500 円/5000 円
•	提出物の遅れ 1ファイルまたは1	通 100円/時間
•	構内清掃等への不参加	5000 円
•	防火対策が適切でない場合	2000 円
•	企画等の変更(ステージの変更は不可)	適切額
•	出店中の不適切な衛生管理	適切額
•	別紙、電力使用規約に記載事項に反する行為	適切額
•	その他、実行委員会が判断する所定の事項に反する行為	適切額

※教室備品返却後の最後の清掃チェックを指す

- (2) 販売、使用等における各種規約、およびその他実行委員が判断する所定の事項に対する違反が 発覚した場合は、それぞれ即時、販売・使用の停止措置をとる場合がある。ただし、重大な 違反であると判断した場合は即時出店停止措置を行う。
- (3)損害賠償金の徴収
- (4)大学への事実報告
- (5) 七夕祭参加資格停止リストへの追加*

*なお、リストからの削除には、追加後1年以降に七夕祭実行委員会にて審議され、代表、運営 局長の承認を得なければならない。

第9条 弁償

備品を破損・紛失した場合の弁償金は、義務保証金、参加運営費とは別途徴収する。なお、その場合

は証拠として、破損物の写真及び連絡先等の個人情報を記録する場合がある。

第10条 免責事項

- 1. 七夕祭における各企画は、参加者の責任において行うものとする。
- 2. 実行委員会は、参加者が企画を実施する際に発生するあらゆる損害・不利益に対して一切責任を 負わない。
- 3. 実行委員会は、設備の保守、点検作業、自然損害などの不可抗力、その他の理由により参加者への一切の通知なく、七夕祭を中止、または中断できるものとする。
- 4. 参加者は、七夕祭において外部協賛企業と連携して企画を行うことができるが、実行委員会は参加者と外部協賛企業との関係には一切関与しないものとする。七夕祭が中止または中断した場合や、参加者の過度の違反により参加取りやめとなった場合、実行委員会は、参加者の協賛企業に対してその一切の責任を負わない。
- 5. 第 10 条の 3 に従い七夕祭を中止または中断した場合、参加運営費の返金には応じない。また、 義務保証金の返還に関しては第 6 条の条項に従うものとする。

第2章 企画

第11条 企画

参加者は、模擬店企画、教室企画、屋外企画、及びステージ企画を通じ七夕祭に参加することができる。

第12条 企画申請

- 1. 七夕祭において、事前に実行委員会の許可を得ていない企画を行うことは一切認めない。
- 2. 参加者は、実行委員会所定の方法により、企画申請を行うものとする。
- 3. 一部参加者は、実施場所・時間の希望を出すことができる。ただし、同一の希望を複数の団体が した場合、提出書類を基に実行委員会が選考、調整を行う。なお、企画の実施場所、時間に関す る最終決定権は実行委員会が有する。

第13条 企画申請の許可

実行委員会は、企画申請に対し、必要な審査、手続き等を経た後にこれを許可する。

第14条 企画申請の却下

実行委員会は、企画申請に対し、審査の結果、申請された企画が以下に該当する事が判明した場合は、企画申請を却下する。

(1) 特定の政治団体、宗教団体に偏向した企画

- (2) 企業名、商品名、商標などの広報活動を主な目的としている企画
- (3) 当事者、もしくは来場者の怪我の恐れがある企画
- (4) 完全匿名でないアンケート企画
- (5) カウンセリングを行う企画(ただし、研究会が行う場合はこの限りではない場合がある)
- (6) 学内で行うのに不適切な企画
- (7) 七夕祭の趣旨を逸脱した企画
- (8) その他、実行委員会が不適切であると判断した企画

第15条 模擬店企画

- 1. 模擬店企画とは、テント(原則として1/2張)を利用して行う企画のことである。
- 2. テント 1/2 以上のスペースを使用したい場合、実行委員会に申請を行うものとする。参加者が使用できるスペースの上限は、規定スペースの 2 倍であるテント一張りまでとする。申請が認められた場合、場所代は規定の 2 倍 (10000 円) を支払うものとする。
- 3. 模擬店の出店時間は、実行委員会が定めるものを尊守すること。
- 4. 基本的に模擬店配置について参加者が希望を出すことはできない。模擬店配置についての最終決定権は実行委員会がこれを有する。

第16条 教室企画

- 1. 教室企画とは、教室(κ 館、 ϵ 館、 ι 館、o館)を利用して行う企画のことである。
- 2. κ館、ε館、ι館、ο館以外の教室の使用を希望する場合は、実行委員会に申し出ること。
- 3. 教室企画の開催時間は、実行委員会が定めるものを遵守すること。
- 4. 利用教室については参加者より希望を取るが、その最終決定権は実行委員会がこれを有する。

第17条 屋外企画

- 1. 屋外企画とは、模擬店、教室、ステージ以外の屋外で行う企画のことである。
- 2. 屋外企画の開催時間は、実行委員会が定めるものを遵守すること。
- 3. 屋外企画については、企画内容によって実行委員会が参加運営費を調整することがある。
- 4. 屋外企画の場所については、希望をとった上で、その最終決定権は実行委員会がこれを有する。

第18条 ステージ企画

- 1. ステージ企画とは、第一、第二、θ 館ステージを利用して行う企画の事をいう。
- 2. ステージ企画の出演時間は、実行委員会の指示に従うこと。
- 3. ステージ上での販売行為は一切禁止する。
- 4. 出演時間は、一団体につき30分以内を原則とする。ただし、30分以上の出演を希望する場合は、その旨を参加申込書所定欄に記入の上、期限内に提出することで、実行委員会による選考を受け

ることができ、30分以上の出演が許可される場合がある。

- 5. 当日のステージ運営における判断は、実行委員会が行う。諸事情によりタイムラインの変更を行う場合があるが、参加者はこれに従わなくてはならない。
- 6. 原則として、悪天候の場合にはステージ企画を中止する。その場合、参加運営費の返金には応じない。また、義務保証金の返還に関しては第6条の条項に従う。
- 7. 出演希望団体が多い場合は、実行委員会所定の選考資料の提出を求め、それに基づいてステージ 出演団体数を制限する場合がある。ただし、期限までに選考資料を提出しない場合は、出演を許 可しない場合がある。選考資料は、原則として、義務保証金と同時に参加者へ返還される。
- 8. 出演時間の無断延長や、遅刻等の運営に支障をきたす行為を働いた参加者は、第8条に基づき処罰される。

第19条 企画中断

規約に反する行為を行った場合、実行委員の判断においてその場で出演停止ないし企画中断の指示が下される場合がある。

第20条 企画共通禁止事項

全ての企画において、企画中、および企画前の飲酒行為を禁止する。飲酒した人物が、教室内や模擬 店テント内などの企画実施場所に入った場合、またはステージ上に立った場合は即刻、関係企画禁 止など、第8条に基づき厳しく処罰される。

第21条 広報活動

- 1. あらゆる広報活動は、来場者の迷惑にならないように行うこと。
- 2. 当日の広報活動については一括して実行委員会が管理する。参加者は当日の全ての広報活動内容を事前に実行委員会に提出する。
- 3. 以下のような広報活動は認められない。
 - (1) 商品を所持しながらの広報活動(売り歩き含む)
 - (2) 特定の政治団体、宗教団体に偏向した広報活動
 - (3) 企業名、商品名、商標などの広報活動を主な目的としている広報活動
 - (4) 学内で行うのに不適切な広報活動
 - (5) 七夕祭の趣旨を逸脱した広報活動
 - (6) その他、実行委員会が不適切であると判断した広報活動
- 4. 特に、当日の宣伝用チラシの配布に関して、次のような対処を取る。
 - (1) 事前に実行委員会のチェックを受けたチラシのみ、配布、設置を許可する。
 - (2) チラシの枚数は一企画につき 200 枚を上限とする。
- 5. 事前の広報活動においても、実行委員会が不適切であると判断した内容の活動に対しては、参加

者は速やかにその活動を停止しなければならない。

6. 実行委員会が認めていないチケット類にあたる割引券、クーポン券配布などの取り組みを許可な く行った参加者は厳しく処罰される。

第22条 装飾

- 1. 参加者は、七夕祭終了後に借用時と同様の状態に復帰できる場合においてのみ、模擬店および教室の装飾を行うことができる。
- 2. 使用するテープ類など、装飾方法について実行委員会が指定する場合はそれに従うこと。
- 3. 特にテントへの装飾は実行委員会の指示に従うものとする。装飾可能かどうか不明な場合は必ず 実行委員会に確認すること。

第3章 販売

第23条 販売申請

- 1. 参加者は、実行委員会の各種販売申請の許可を得ることで、物品・食品・アルコール類の販売を行うことができる。
- 2. 七夕祭において、事前に実行委員会の許可を得ていない販売行為は一切認められない。また、事前に申請した内容以外での販売は一切禁止する。
- 3. 参加者は、実行委員会所定の方法により、各種販売申請を行うものとする。
- 4. 特に、アルコール類は食品として扱われるため、アルコール販売の際には、アルコール販売申請 許可のみならず、食品販売申請許可を得る必要がある。

第24条 販売申請の許可

各種販売申請に対し、必要な審査、手続き等を経た後にこれを許可する。

第25条 販売申請の却下

実行委員会は、審査の結果、販売申請が以下に該当する事が判明した場合は、その申請を却下する。

- (1) 衛生上の問題があるとウェルネスセンターおよび保健所が判断した物品及び食品
- (2) 学内での販売が不適切な物品及び食品
- (3) 著作権に違反する物品及び食品
- (4) 七夕祭の運営に支障をきたすおそれがある物品及び食品
- (5) 販売価格が過度に高値、もしくは過度に安値な物品及び食品
- (6) その他、実行委員会、不適切と判断した物品・食品・アルコール類・チケット類

第26条 各種販売活動共通の注意事項

- 1. 許可されていない場所での物品及び食品の販売は禁止する。
- 2. 当日までの前売り券販売を禁止する。当日のチケット販売に関しては、実行委員に申請をし、許可が下りたもののみ可能とする。ただし、諸事情により認められないことがある。
- 3. 販売当日17:00~19:00においては、値引き販売(タイムセール)を許可する。
- 4. 参加者は、各講習会参加証明書を、販売場所の実行委員会指定の場所に掲示しなければならない。
- 5. 執拗な販売勧誘は禁止する。
- 6. 販売上の一切のトラブルは、当事者同士で解決することを原則とする。

第27条 物品販売

- 1. 飲食物ではないものを販売することを指す。
- 2. チケット類の発行、販売に関しても、物品販売として扱い、実行委員会がこれを管理する。
- 3. ただし、保健所の許可を必要としない食品で、ウェルネスセンターが許可した場合のみ、調理等加工をせず販売することを物品販売として実行委員会が認めることがある。
- 4. 参加者は、物品販売をする場合、物品販売調査書を実行委員会に提出し、許可を得なければならない。

第28条 食品販売

- 1. 飲食物を販売することを指す。
- 2. 参加者は、食品販売をする場合、食品販売調査書を実行委員会に提出し、許可を得なければならない。
- 3. 食品を扱う団体は、来場者の公衆衛生に対して細心の注意を払い、責任を持って行動すること。
- 4. 食品販売に際しては、実行委員会の定める衛生講習会に必ず出席しなければならない。講習会に 遅刻、欠席をした場合、食品を販売する企画は認めない。
- 5. ウェルネスセンターと保健所の許可を得ることができなかった団体は食品を販売することができない。
- 6. 当日の販売において、衛生講習会の出席者が駐在し、食品の保管・調理・販売について、食品販売調査書に基づき、適切に行わなければならない。

第29条 アルコール販売

- 1. 飲食物の中で、特にアルコール濃度が1%以上のものを販売する事を指す。
- 2. ただし、アルコール類の販売に際しては、アルコール度数が15%未満のもののみ許可をする。
- 3. 参加者は、アルコール販売をする場合、アルコール販売申請書を実行委員会に提出し、許可を得なければならない。
- 4. 0.01%~1%未満までのアルコール成分を含む飲料物を販売する場合は、実行委員会から特別に 指示を仰ぐ必要がある。

- 5. アルコール類の販売に際しては、実行委員会の定めるアルコール講習会に必ず出席しなければならない。講習会に遅刻、欠席した場合、アルコールを販売する企画は認めない。
- 7. 当日のアルコール販売において、アルコール講習会の出席者が駐在し、アルコールの保管・販売 について、適切に行わなければならない。
- 6. アルコール販売を行う際は、この条項だけでなく、第28条の条項にも従うこと。
- 7. アルコール類の販売に関しては、特に、以下のような対処を取るものとする。
 - (1) 販売するアルコール類の種類、本数、度数などを、実行委員会所定の方法により別途申請をし、許可を得なければならない。ただし、購入申請数が過剰であると実行委員会が判断した場合は、購入量を制限する場合がある。
 - (2) アルコール類販売時は、現金での支払いに加え、アルコールリストバンドにチェックを入れなければならない。
 - (3) 自作のカクテルや、焼酎お湯割り等、独自にアレンジされたアルコール商品の販売を禁止する。
 - (4) アルコール類は、実行委員が指定したコップに移し変えたもののみ販売可能とする。ビンの販売は行ってはならない。
 - (5) アルコール類は、実行委員会が定める基準に従い、各団体で責任をもって購入する。
 - (6) 中身の確認が困難であるため、ビールサーバーの使用は認めない。
 - (7) 学生など、成人かどうかの判断がつかない場合、参加者は身分証の提示をもとめ、年齢確認 を行わなければならない。

第30条 前売りチケットの販売

- 1. 物品・食品・企画等に関わる前売りチケット類を販売することを指す。
- 2. 前売りチケット類を発行、販売することは一切認めない。
- 3. 当日のチケット販売に関しては、実行委員会に申請をするものとする。ただし諸事情により認められないことがある。

第4章 設備・機器の使用

第31条 火気の使用

- 1. 火気を使用する参加者は、適切な防火対策を火気使用申請書に記入し、実行委員会に提出すること。
- 2. 原則火気の使用に際しては、防火講習会に必ず出席すること。講習会に遅刻、欠席をした場合、火気を使用する企画は認めない。
- 3. 実行委員会の許可を得ていない火気の使用は禁止する。違反をした場合は厳しく処罰される。
- 4. ガスボンベ、防火板、ブロックに関しては、実行委員会が一括して貸出を行う。

- 5. 防火には、濡れたダンボールや新聞紙を使用し、これは参加団体が用意するものとする。
- 6. 火気使用申請書にない器具については、家庭用のカセットコンロのみ、製造から1年以内のボンベを用いる場合に限り使用できる。なお、出店当日の巡回においてボンベの製造年月が1年以内であることが確認できない場合、火気の使用は認められない。
- 7. 教室内では火気を使用することは認めない。ただし、IH クッキングヒーターは使用可能とする。 IH クッキングヒーターを使用する場合は、別途電力使用申請書に必要事項を記入し、提出する こと。

第32条 電力の使用

- 1. 電力を使用する参加者は、使用する電気器具、使用ワット数、使用目的等を電気使用申請書に記入し、実行委員会に提出すること。
- 2. 実行委員会の定める「一企画あたりの利用ワット数」を超えた電力を使用することはできない。
- 3. 事前申請したワット数を超える電力の使用及び申請をしていない器具の使用は禁止されており、 違反した参加者及び参加団体は、第8条に基づき厳しく処罰される。
- 4. ブレーカーを落とした場合、電力使用を禁止したにもかかわらず再度使用した場合は、いずれの場合においても義務補償金の没収を行うと共に、即出店停止とする。
- 5. 実行委員会の巡回を拒まず、またその指示に従うこと。
- 6. 電気使用申請書に記載したもの以外の機器を一切電源に接続してはならない。また、電源の場所 が指定されている場合、実行委員の許可なく電源の場所を変更してはならない。

第33条 各種無料備品の使用

- 1. 各種無料備品を使用する参加者は、使用する無料備品、使用目的等を各種無料備品申請書に記入し、実行委員会に提出すること。
- 2. 備品等を破損した場合は、第9条に基づき弁償しなければならない。
- 3. 使用する無料備品は他団体と交換することはできない。

第34条 生協備品の使用

- 1. 生協備品を使用する参加者は、使用する生協備品、使用目的等を生協備品申請書に記入し、実行委員会に提出すること。
- 2. 火気を使用する生協備品に関しては、第31条の条項に従うこと。
- 3. 備品等を破損した場合は、第9条に基づき弁償しなければならない。

第5章 当日、準備、片付け

第35条 準備、片付け

- 1. 七夕祭準備、片付けのための夜間残留は(前日、当日も含め)一切認められない。
- 2. 備品等の受け渡しは、実行委員会の指定した時間を遵守しなければならない。指定時間外に受け 取りに来た場合、円滑な受け渡しの妨げとなり、罰則の対象となる。
- 3. 企画に使用した場所は、使用前の状態に戻し、備品は指定された時間内に借用時の状態に戻して返却すること。
- 4. 清掃終了の際には、実行委員会の確認が必要となる為、確認が終わるまで最低でも責任者1名は必ず残ること。
- 5. 清掃用具は実行委員会が用意したものを使用し、学内のトイレなどにある用具を持ち出すことを禁止する。違反した参加者及び参加団体は、第8条に基づき厳しく処罰される。

第36条 ゴミ

- 1. 参加者は、七夕祭全般におけるごみの削減、分別に積極的に協力する義務を負う。
- 2. 七夕祭前日の夜から当日にかけて大学が管理するゴミ箱は封鎖され、利用できない。代わりに実 行委員会が特設ゴミ箱を用意するが、参加者が販売活動において出したゴミをここに捨てること は認めない。
- 3. 参加者は、適宜ゴミ袋を用意しなくてはならない。これに参加者の販売活動において生じたゴミを捨て、七夕祭終了後に所定の場所に運搬する。
- 4. 食品販売団体は、実行委員会からごみの回収や清掃等のために人員を要請された場合は、それに 従わなければならない。
- 5. 第36条4の要請を「ゴミ監視シフト」とし、指定された時間にシフトに入らなかった場合、第8条に基づき処罰される。

第 37 条 喫煙

- 1. 参加者は、七夕祭当日来場者と同様に、あらかじめ決められた場所でのみ喫煙が許可される。
- 2. テント内や教室での喫煙、もしくは企画中の喫煙が見つかった場合は、実行委員の判断において その場で出店、出演停止ないし企画中断の指示が下される場合がある。
- 3. 第37条1、2の規則を守れない場合、第8条に基づき厳しく処罰される。

第38条 車両入構

- 1. 準備及び撤収作業のための学内への車両入構は、実行委員会に入構を許可された車両のみ可能となる。また、一企画につき許可される車両は一台までとする。
- 2. 実行委員会が許可した場所以外の車両入構、また、時間外の車両入構は禁止する。
- 3. 第38条1、2の規則を守れない場合、第8条に基づき厳しく処罰される。

第39条 実行委員会との連携

- 1. 実行委員会から注意を受けた際には、速やかにその指示に従わなければならない。
- 2. 何かしらのトラブル等が発生した場合は、速やかに実行委員会に連絡しなければならない。
- 3. 参加者に対する連絡はメールにて行う。また、同様の連絡事項を七夕祭ホームページにも記載する。
- 4. 実行委員会から規定の日時までに所定の連絡がない場合、何らかのトラブルが生じている可能性があるため、参加団体は連絡用メールアドレス宛に案件を伝えること。
- 5. 担当者等の団体情報に変更がある場合、必ず実行委員会に連絡しなければならない。

第6章 個人情報の取り扱い

第40条 個人情報の管理

- 1. 実行委員会は、円滑な作業を進め、充実した七夕祭を開催するために、参加者の個人情報を最低限取り扱うものとする。
- 2. 実行委員会は、実行委員会が取得する参加者の個人情報について、七夕祭に関連するもの以外には一切使用しないものとする。
- 3. 実行委員会は、実行委員会が保有する参加者の個人情報について、個人データの漏洩、改ざん、 紛失等を防止するため、細心の注意を払って取り扱う。
- 4. 実行委員会は、参加者の個人情報を、あらかじめ本人から同意を得た提供先以外の第三者に提供、開示等はしない。

第41条 参加者による個人情報の取り扱い

- 1. 参加者は、原則として他の団体・個人における個人情報を取扱うことはできない。
- 2. 参加者がやむなく個人情報を取り扱う場合には、個人情報提供者の同意をとって行うこと。
- 3. 個人情報は、必要最低限の範囲での使用のみ認める。特に、宣伝活動等にその個人情報を利用することは認めない。
- 4. 参加者は、不適切な個人情報の収集、利用があったと実行委員会が認めた場合、第8条に基づき厳しく処罰される。

第7章 附則

第42条 規約施行

本規約は、2019年4月24日より施行とする。

第43条 連絡先

本規約などにおける連絡先は、〈tana30th_info@googlegroups.com〉。もしくは<第30回七夕祭実行

委員会公式ラインアカウント>とする。

また紙媒体の書類、並びにステージ選考資料提出先は、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス内にある、 実行委員会専用教室の λ 19 とする。

第44条 規約変更

- 1. 実行委員会は、参加者の了承を得ることなく、この参加規約を変更することがある。この場合、第30回七夕祭の参加条件は、変更後の参加規約に基づく。
- 2. 変更後の参加規約は、総会にて発表される。また、メール及び七夕祭ホームページにて告知され、ホームページ上に表示をした時点より効力が生じるものとする。

第 45 条 規約失効

本規約は、第30回七夕祭終了後、各参加者への義務保証金の返還、及び返還期間最終日を以って失効する。

2019年4月21日 制定